

## 介護サービス相談員の訪問活動再開について

本市では、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、介護サービス相談員の訪問活動を徐々に通常の活動に戻していく方針です。現在、令和5年6月に行った訪問受入れ可否のアンケートで可と回答をしてくださった事業所様には訪問を再開させていただいております。

同アンケートで訪問不可とご回答いただいた事業所様におかれましては、事業所の方針等が変わり、受入れ可能となりましたら、担当者までご連絡をいただきますと幸いです。

活動につきましては、下記にURLを添付しておりますので、ご参照ください。

### 1 「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」の一部改正について

(令和2年5月29日付け老高0529第1号 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872734.pdf>



### 2 介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ

<https://kaigosodan.com>



### 3 介護サービス相談員とは？

(介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ内より抜粋)

<https://kaigosodan.com/counselor.html>

